小西労務管理事務所通信

6
June
2012

発行：小西労務管理事務所
〒732-0031　広島市東区馬木九丁目３番16号
TEL 082-899-8100　FAX　082-899-4113　email aero0713@gmail.com
発行日：2012年６月１日

知っ得情報　定年引上げ等奨励金制度が一部改正されました！

平成24年４月１日から高齢者雇用に関する助成金である「定年引上げ等奨励金」の取り扱いが一部変更されました。

【定年引上げ等奨励金の種類】

改正前	改正後
・中小企業定年引上げ等奨励金	・中小企業定年引上げ等奨励金（一部見直し）
・高年齢者職域拡大等助成金	・高年齢者職域拡大等助成金（一部見直し）
・高年齢者雇用確保充実奨励金	・―（廃止）
・―	・高年齢者労働移動受入企業助成金（新設）

【中小企業定年引上げ等奨励金の見直し】

１．支給要件・支給額が見直された（＿＿＿が改正箇所）。

＜支給対象事業主＞	＜支給額＞			
次のいずれかの措置を講じている中小企業事業主（雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主） ①65歳以上への定年の引上げ ②定年の定めの廃止 ③希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入 ④希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	企業規模（人）	(a) 定年の引上げ（65歳以上70歳未満）	(b) 定年の引上げ（70歳以上）、定年の定めの廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	(c) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
	1～9	40万円	40万円	20万円
	10～99	60万円	80万円	40万円
	100～300	80万円	120万円	60万円

２．その他、制度導入後の「６ヶ月経過」の要件の廃止等の改正が行われた。

※この奨励金を受けるには、１年以上雇用している60歳以上の常用労働者がいること、就業規則を整備していること等その他の要件を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください

【高年齢者労働移動受入企業助成金（新設）】

定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、雇入れ１人につき70万円（短時間労働者40万円）を支給する助成金が創設されました。　注．平成24年４月６日以降に対象者を雇い入れた場合に限ります。

最新情報　国民年金法等の改正案　国会議論の方向は？

政府は、昨年暮れに社会保障・税一体改革関係5閣僚による会合を開き、社会保障・税一体改革の素案をとりまとめました。改革の方向として、子ども・子育て支援の強化や、多様な働き方を支える社会保障制度などを挙げ、財源については、消費税率を 2014 年 4 月より 8%、2015 年 10 月より 10%へ段階的に引き上げることなどを盛り込んでいます。消費税の引き上げという痛手を伴う改革がどのようなものなのか？　その改革の方向性を確認しておきましょう。

【概要】

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

＜主要項目＞

① 年金制度の最低保障機能の強化を図り、あわせて、年金給付の重点化・効率化を図るため、受給資格期間の短縮（25 年→10 年を検討）、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成 27 年 10 月から施行〕

② 基礎年金国庫負担 1/2 が恒久化される特定年度を平成 26 年度と定める。
〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成 26 年4月から施行〕

③ 平成 24 年度に発行する交付国債の償還に関する事項を定める。　〔公布日から施行〕

④ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。　〔平成 28 年4月から施行〕

⑤ 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
〔2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行〕

⑥ 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。　〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成 26 年4月から施行〕

※①～③、⑥については、税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を充てることになっています。
それに対して、④と⑤は、消費税アップが実現しなくても、改正される可能性があります。

④の「短時間労働者への適用拡大＞」について、考えられている対象者は以下2つの要件を満たす人です。

要件１：「1 週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である」または、「１月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の１月間の所定労働日数の４分の３未満である」

要件２：次の①～④のすべてを満たしている

① １週間の所定労働時間が 20 時間以上である

② 当該事業所に継続して１年以上使用されることが見込まれる

③ 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が７万８千円以上である

④ 学生等でない

お仕事カレンダー

6/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工
● 5 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

6/30 ● 5 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

6/30 ●児童手当現況届の提出
●個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第1期＞
● 4 月決算法人の確定申告・10 月決算法人の中間申告
● 7 月・10 月・翌年 1 月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より

6 月といえばホタル。うちの町内でもホタル祭りがあるそうです。日々の業務に追われていると、ゆったり風情を楽しむ時間さえムダだと考えてしまいがちですが、今年は息子を連れてホタルを見に行きたいと思います。